飯南町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和５年８月２５日（金）
招集場所	飯南町役場本庁舎２階大会議室
出席委員	１２名（２・３・４・５・７・８・９・１０・１１・１２・１３・１４番）
欠席委員	２名（１・６）
議事日程	第１　議事録署名委員の指名 第２　報告事項 第３　議第１号　農地法第３条に基づく許可申請について 第４　議第２号　農地法第４条に基づく許可申請について 第５　議第３号　農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の策定について
出席した者の職氏名	事務局長　澤田　和彦　　　書記　田邉　郁也

付託事件	開会　９時３０分
事務局	ただ今から令和５年度第５回飯南町農業委員会総会を開催致します。 （議長からあいさつがなされたのち、出席委員１２名との報告があり、飯南町農業委員会会議規則第７条の規定により会議が成立する旨の報告が行われた。続いて議事録署名者に３番委員、４番委員が指名された。）
議長	それでは、事務局より報告事項について説明をお願いします。
事務局	（農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について、農業経営改善計画の認定について、資料に基づき説明。）
議長	ありがとうございました。 続いて、議案審議に入ります。
	議第１号　農地法第３条に基づく許可申請について
議長	議第１号　農地法第３条に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案送付後の８月１８日に譲受人本人から都合により申請の取り下げの申し出がありました。これにより、議第１号につきましては取り下げとさせていただきたいと思いますので、ご承諾ください。
	（一同、異議なし）
	議第２号　農地法第４条に基づく許可申請について
議長	議第２号　農地法第４条に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第２号　農地法第４条に基づく許可申請について、本日１件の申請が出ています。 受付番号２３４－２号 申請年月日　令和５年８月９日 申請者の住所　[redacted] 氏名　[redacted] 職業　[redacted] 申請土地 所在　[redacted] 登記簿地目　畑 現況地目　雑種地 面積　９．６４㎡ 農地区分　その他地域 転用目的　墓地 転用の詳細　家から裏、急傾斜地の山上にある先祖の墓を移設したい。 工事計画期間　許可の日から永久 防除施設計画　上土を剥ぎ取り整地転圧して、山上にある納骨堂を移設したい。近隣の土地も所有地であり、近隣土地所有者等に悪影響を及ぼす恐れはない。 工事費 建築費一式　１，０００，０００円 資金調達計画 自己資金　１，０００，０００円 １０ページに位置図をつけていますのでご覧ください。
議長	ありがとうございました。 このことについて、地元委員の現地確認報告を求めます。
[redacted]委員	[redacted]月[redacted]日に本人から連絡があり、[redacted]日に現地で本人より話を伺いました。現在の墓地は家の裏の急な坂を上ったところにあり、本人も高齢化し管理が難しくなってきたので、家の横の土地に移設したいと説明がありました。予定地も拝見しましたが、近隣に悪影響を及ぼす恐れはないと判断できます。 許可基準からみた意見につきましては、

	他の権利を有する者の同意状況　　あり 遅滞なく事業を実施する確実性　　確実 計画面積の妥当性　　　　　　　　適当 周辺農地への支障状況　　　　　　なし 許可を認める場合に付すべき条件　なし 以上でございます。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。 （質疑なし）
議長	質疑がないようですので採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。 （挙手全員）
議長	挙手全員ですので議第２号は原案どおり可決いたしました。 **議第３号　農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の策定について**
議長	議第３号　農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の策定について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第３号　農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の策定について、農業委員会に意見を求められています。 説明の前に、１３ページから始まる基本構想に誤字がございますので訂正とお詫びを申し上げます。大変失礼いたしました。 それでは１２ページに策定の概要をまとめてありますのでご覧ください。 （資料に基づき説明）
議長	ありがとうございました。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。 （１３番挙手）
[redacted]委員	今後、中間管理機構を通すということは相対での契約はできなくなるということでしょうか？
事務局	基盤法による３枚複写の利用権設定はできなくなりますので、基本的には中間管理機構を通しての契約となりますが、農地法３条の申請は残りますのでそちらの方での所有権移転の設定は可能

	です。
[redacted]委員	ありがとうございました。 もう一点、園芸栽培の中にさつまいもは含まれますか？
議長	町の農林業振興計画では露地栽培品目ということで根菜類のさつまいも、白ネギ、しょうがといったものを振興作物としていますので、さつまいもも入れてあります。
議長	その他質疑はございませんか。 （５番挙手）
[redacted]委員	認定農業者の認定基準である農業所得が３４０万円、認定新規就農者の農業所得が２４０万円に減額されていますが、理由を教えてください。
事務局	概要にも書いてございますが、飯南町の営農経営の基本水準によって算出しております。飯南町、雲南市、奥出雲町の雲南管内では目標所得４００万円の達成というのが大変厳しくなってきているという実態もございまして、この水準を利用して下げさせていただいたところです。
[redacted]委員	わかりました。
議長	私も認定農業者の審査会に出席していますが、どこの法人も個人さんも厳しい状況にあることが伺えます。今回は雲南管内の１市２町で統一してこの目標所得を設定しておられますのでご理解いただければと思います。 その他質疑はございませんか。 （７番挙手）
[redacted]委員 議長	計画を達成するためには県と町、農業協同組合が連携して取り組んでいくということが随所に記載されており、これは言わずもがなですが、そういった機関が連携して役割を果たしていくことが大切です。特に農業協同組合というのは農業者の経済的・社会的地位を高めていくために存在していると思いますが、この構想は農協とすり合わせをして作成されたものという理解でよろしいでしょうか？
事務局	はい。
[redacted]委員	わかりました。イメージができないので伺いますが、２７ページの最後の部分に農業協同組合は「自ら委託を受けて農作業を行うように努めるものとする」と記載があります。これはどういった意味合いになりますか？

事務局	飯南営農経済センターにおいては農協が政策的に営農を行っている農地が一部ございます。また、農協では育苗センターやカントリーエレベーターの事業実施や管理などを（一社）ファームアシスト飯南に委託しておられます。極端で紛らわしい表現になっていますが、農協が全ての農作業を受けてやりますといった意味合いではございません。今後こういった箇所の文言修正を行いたいと思っております
[redacted]委員	確認ですが、農協として今やっておられることを継続していくということで農地を拡大していくと意味ではないということでよろしいですか？
事務局	はい。
[redacted]委員	意見を求められている中で、構想は構想といったことで関係機関と連携して策定されていることでしょうが、示されている営農類型で所得を上げていくとなると、栽培技術指導、有利販売などが重要になってくると思います。農業委員会としては、この２つについては県及び農協にはしっかりと努力してほしいという意見を附すのはいかがでしょうか、また、こういった意見を附しての要望といった形をとるのはいかがでしょうか？
議長	その辺りは事務局と協議させていただき、県や農協へ要望していければと思っております。 その他質疑はございませんか。
	（質疑なし）
議長	質疑がないようですので採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
	（挙手全員）
議長	挙手多数ですので議第３号は原案どおり可決いたしました。 事務局は文言の訂正をして来月の総会で再度提出してください。
事務局	はい。
議長	以上を持ちまして、議案審議を終了します。 続きまして情報提供があればお願いいたします。
	（情報提供なし）
議長	それでは、その他何かございませんか。

事務局	お手元に身分証を配布しております。調査・活動の際に携帯していただければと思います。 また、県大会の出席の意向申込書確認、農業新聞の申込書、活動報告書を提出いただいていない委員の方は提出をお願いします。 最後に、来月の農業委員会ですが、９月２２日（金）に役場本庁舎２階会議室で行います。
議長	ありがとうございました。 その他、何かございますか。
	（一同なし）
議長	ないようですので以上をもちまして総会を終了します。
	終了時間　１０時１５分
	会　　長
	３番委員
	４番委員